

文教福祉委員会会議録

- 1 日 時 令和8年2月4日(水曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時39分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 山名正晃 副委員長 小野耕作
委員 柴田敏 委員 林恭一郎
" 山田雅徳 " 萱野哲也

(欠席) 委員 村木理英
(その他出席者) 議長 三宅啓介
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 小原純 同次長 日笠哲宏
同主幹 関藤克城 同主任 東宗利
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文
総合政策部長 入野史也 政策調整課長 林啓二
総務部長 内田和弘 総務課長 小川修
財政課長 岡真里 教育長 久山延司
教育部長 江口真弓 教育総務課長 藤原直樹子
学校教育課長 村山俊 学校教育課主幹 西恵子
こども夢づくり課長 大西隆之
- 6 調査事項及び報告事項その結果
調査事項
(1) 不登校対策について
(2) 学校自由枠交付金について
報告事項
(1) 中学校体育館の空調設置について
(2) 令和8年度新設保育所等の状況について
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前10時0分

○山名正晃委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は6名であります。欠席1名であります。欠席者のうち村木委員から欠席の届出がありました。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項（１）、不登校対策についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 失礼いたします。

それでは、調査事項（１）、不登校対策について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

初めに、不登校の定義について御説明をいたします。

文部科学省では、不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義しております。

毎年実施される児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、この定義に基づいて計上しております。

また、欠席理由に関係なく年間30日以上欠席したものを長期欠席者と定義しています。これは、具体的には病気や入院、また旅行などの家庭の事情等により欠席しているものが含まれております。

次に、資料の上段の表です。上段の表は、総社市の不登校児童生徒の出現率です。

この後で説明いたします発達支持的生徒指導の概念を組織的に教育活動に取り入れた時期から中学校では全国平均を下回るようになりましたが、小学校では全国の傾向と同様にコロナ禍以降上昇の傾向が見られます。この増加の理由としましては、子どもの不登校の要因として様々な要因が複合的に関わっていることが多く、一概にこれということは困難です。そのため、一つの要因が解決すれば登校できるものではないため、効果的な支援とすることが難しい状況ではあります。しかし、学校としましては個々に丁寧に組織的に関わり、支援を継続して行っております。

令和6年3月公表の文部科学省委託事業で、不登校の要因分析に関する調査研究というものがありません。こちらによりますと、不登校のリスクを高める要因として、仲のいい友達がいないといった友達からの孤立、授業が分からないこと、宿題、制服、給食、行事といった決まりに対する不適応は不登校のリスクを高めている可能性がある。また、インターネット、ゲームの影響、感覚過敏、体の不調や不安、抑鬱などは不登校との関係が見られたと取りまとめられております。

また、長年不登校問題に取り組まれており、中1ギャップの言葉の発端となった中学校での不登校増加の問題を指摘した新潟大学の故神村栄一教授によりますと、現在の不登校の特徴の一つとし

て決定的な困難につながる要因がないことを上げられております。これは、家庭の中にも学校の中にも強いストレスや嫌なことがあったとは言えないし、全くなかったとも言えない、本人の口からも原因らしきものが出てこない、そんな事例が増えていると指摘をしております。

続きまして、下段の表は、総社市の長期欠席の出現率です。

不登校に加え病気や家庭都合で欠席している児童生徒も含まれたものです。お示しの出典の問題行動調査でこの統計を取り出したのが平成27年からのため、国の数値はその年度からお示しをしております。こちらは、不登校出現率とは逆に中学校でコロナ禍以降上昇の傾向が見られます。

次のページを御覧ください。

上の表は、教育支援センター、ふれあい教室への利用者の実人数です。

例えば令和6年度の数値で見ますと、利用者が全員ふれあい教室に登室すると1日27人来るといような数値です。実際には学校との併用や来られるときに来るといった状況で運用しているため、1日当たりの平均利用者数としましては令和6年度は5.6人、令和5年度は5.0人、平均すると5人前後が平均で利用している状況です。

次に、不登校の対応の方針です。

2の項目を御覧ください。

お示しの表は、文部科学省が作成した小学校から高校までの生徒指導の理論や手法をまとめ、令和4年12月に12年ぶりの改訂となった生徒指導提要の中で、不登校に関する生徒指導の重層的支援構造として示されているものです。これは、上段から不登校の児童生徒への支援として困難課題対応的生徒指導、また真ん中は不登校ではないが欠席が多い、学校にしんどさを感じている児童生徒などへの支援として課題予防的生徒指導、そして一番下段は全ての児童生徒に対し学校がしんどい場所とならないように、安心・安全であり魅力ある場所となるようにする発達支持的生徒指導と、児童生徒の状態に応じた支援を行うという考え方です。

総社市では特に未然防止の観点で一番下段の発達支持的生徒指導、そしてその上段の課題予防的生徒指導の下側にあります課題未然防止教育に注力して取り組んでいるところであります。

次に、具体的な取組についてです。

項目3を御覧ください。

御説明しました三つの支援構造に基づいて主立った取組について御説明をいたします。

複数の構造に係る取組もあるんですが、便宜上一番メインのところにお示しをさせていただきます。

初めに、発達支持的生徒指導としまして、一つ目のドットです。教育活動に協同学習、SEL、社会性と情動の学習のことで。また、ピア・サポート活動、品格教育の実施の四つを取り入れています。これは、学校生活の中で意図的に子ども同士が関わり合う場面を多く設け、良質なコミュニケーションを取ることで良好な人間関係の構築を図るというものです。

この四つの取組に資する教員研修として、その下段、二つ目のドットですが、「総社市だれもが

行きたくなる学校づくり」研修を実施しており、教職員のキャリアステージに応じた必須受講回数を市のほうで設定し、全職員が受講しております。令和7年度は15回実施予定で、これまでに14回実施、この3月3日に15回目を開催予定です。これを令和8年度は研修体制や内容等をブラッシュアップし、効果的なものとなるように計画しております。

また、その次のドットです。総社市内の教職員による自主研修組織に対し、自主研修会や研究授業等での経費や講師招聘に関わる費用等を支援しております。

次に、各学校には不登校対策担当がありますが、必要に応じて中学校3校に対しこの担当者の授業時間軽減を目的とした市費講師を配置しております。このことにより、担当者が小学校と連携を図り、学校全体を把握し、個に応じた支援を提案するなど、充実した取組となるようにしております。

次のページにお進みください。

1と2の間で項目にはありませんが、各学校でのオンラインによる学習支援につきましては、要望に応じて授業の黒板の様子を配信するという事などは各学校で実施をしております。現在は授業者が授業前にPCを設置し、接続の確認や、場合によっては相手の様子を確認しながら授業を進めている状況です。これを個別に欠席している児童生徒に合わせたオンラインを行う場合、その授業をオンライン上でする別の教員が必要となるため、現状ではなかなか困難な状況です。

オンラインでは、学習支援としてのオンライン授業ではなく、自分の教室でどのような学習が行われているのか、クラスの友達の様子はどうかなど、学級と欠席児童生徒が関わりを持つツールとして、まずは教室と別室、または教室と教育支援センター、ふれあい教室などのオンラインの充実を図っているところであります。

3ページの②課題予防的生徒指導としましての取組を御説明いたします。

初めに、児童生徒個々のSOSの見取りや学級全体の状況を把握するツールとして、学習者用端末、パソコンを利用したオンラインツール、アセスを令和8年度から導入する予定で計画をしております。これは、文部科学省が近年の不登校の急激な増加を受け、教育委員会等の取組をさらに推進すべく、学校の風土等を把握するためのツールとして幾つかお示ししたものの一つであります。そちらの表は、文部科学省が具体的にアセスについて効果的なツールであるというように示しているものでございます。こちらは、学習者用端末を利用してアンケートの回答から児童生徒や学級の状態を即座に把握し、早期の具体的な支援につなげていきたいと考えております。

次のドットです。長期欠席者の状況についてです。長期欠席者の状況について毎月学校に報告を求めております。これは、毎月の欠席状況について児童生徒の状況や学校が具体的にどのような支援を行っているかを記述し、毎月報告をしてもらっていただいております。この内容を市教委のほうで確認して、状況によっては学校を指導しております。

次に、各学校において総欠席日数の把握を市として実施しております。拡充という項目でお示しているものです。これは、全校児童生徒の欠席日数の累計から児童生徒1人当たり1年間に平均

何日欠席しているかを割り出したものです。この日数で、例えば不登校児童生徒は年間35日の欠席でも150日の欠席でも1人には変わりありません。しかし、昨年度150日欠席があった子どもが今年35日の欠席であった場合、その子どもや学校にとっては大きな意味があります。総欠席日数では、ただ単に長期欠席や不登校1人とするのではなく、そういうところでは見取れない変化を捉え、子ども自身や学校の頑張りを見える化できる資料として総社市独自に集計をしています。これは、これまでは各学校で担当者が数値を入力しておりましたが、令和8年度からは校務支援ソフトを活用して担当者の入力不要となる仕様とする予定です。

次に、県の委託事業として小学校への登校支援員、別室指導員を市内6校に配置をしております。また、登校支援員配置のない学校に対し、要望によりまして登校支援員を派遣する事業を市単独事業として実施をしております。

次に、中学校3校には、必要に応じて別室開設に係る市費講師を配置しております。

次に、下から二つ目のドットですが、委嘱カウンセラーを学校に派遣についてですが、学校には定期的に県費職員のスクールカウンセラーが常駐しております。これとは別に臨時的対応等が必要になった場合、市が委嘱しているカウンセラーを学校に派遣する事業を市単独事業として実施をしております。

次に、スクールソーシャルワーカーにつきましては、県費職員として各校のニーズに合わせて個々に対応しているところですが、それに加え新規事業として市費でのワーカー配置についても検討をしている状況です。

続きまして、③困難課題対応的生徒指導について御説明をいたします。

まず、一つ目のドット、ふれあいフレンドは、不登校児童生徒への支援として、事前に登録いただいた大学生ボランティアを派遣するものです。大学生とのマッチングが難しい事業ですが、令和6年度は10名のボランティア登録があり、延べ40回派遣しております。

次のドットです。教育支援センターのカウンセラーも個別のカウンセリングやケース会議等要望に応じて学校に派遣をしております。

次のドットを御覧ください。

県費のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、全校に配置をしております。

次のドットの不登校親の会は、保護者が中心となって月に1回、日曜日に開催をしており、事務局を学校教育課が担っております。毎回カウンセラーを招聘し、年に1回講演会も実施をしております。

最後に、民間事業者との連携強化として、フリースクール等の民間施設において支援を受けている児童生徒を指導要録上の出席扱いとするように進めております。そちらにお示しの資料は、文部科学省が出席扱いとするための参考資料として示したガイドラインです。このガイドラインに沿って市でも判断していきます。

説明は以上です。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野副委員長。

○小野耕作委員 大変詳しい資料ありがとうございました。

不登校については総合計画のほうにもうたってまして、山陽新聞のほうにも出ていたと思います。それに伴ってどういったことをするのかなどということで、今回この調査事項を入れさせていただきました。詳しくしていただいているので大体分かるんですが、僕がずっと前から言っていた市費のスクールソーシャルワーカー、これに関しては今日はもうお聞きしません。事前審査になってもいけないので、お聞きしないんですが、自主研修組織というものが、そういう方に支援をしているという御報告でしたが、これは大体学校区ごとにあると思ったらよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の御質問にお答えいたします。

自主研修組織というのは、総社市内の教職員全ての方には何らかの部会を設けておりまして、その部会に入らせていただいています。例えば教科の算数部会ですとか特別活動部会ですとかというのに入らせていただいて、そちらで集まってどういう取組をするかですとか、今年一年教科としてどういうことをするのかというような話合いをして実施をしております。

こちらの班会のほうで、例えば夏休みに研修を行いたいですとか、その部会の専門分野領域の講師を招聘したいというような場合に、その講師の招聘の謝金等を支援したり、活動を行うに当たっての必要な消耗品の支援等をしているというもので、全ての職員が必ず何らかの組織に入って活動しているという、自主的な研修を行っております。

以上です。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 ありがとうございます。

続いて、民間事業者との連携強化ってなってるんですが、これフリースクールのことについてだと思うんですが、総社市内、フリースクールが幾つかできてる状況なんですが、文部科学省の出席日数を与えるに値する要項とかに、今の現状総社市内のフリースクールは適合してる、してない、どっちの見解でしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の再度の質問にお答えいたします。

ガイドラインのほうにお示ししてあるように、幾つかの結構かなりの項目があります。必ずフリースクール等には我々学校教育課の職員も出向いていろいろなところを見させていただいているという状況です。今のところまだ確認ができていない部分があるような場合はまだ認められないというところで、現状少し課題のある部分はあると捉えております。そこが是正というか改善というか、確認ができましたら認める方向になると思います。

以上です。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 確認が取れたらということですので、ぜひ連携を取っていただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

やっぱりこの報告で僕思うのが、一番大きなのは市費でスクールソーシャルワーカーを新規でやるということが大きいんじゃないかなと思ってますので、有効に活用していただいて、まだこれからなんですけど、不登校の子どもたちどんどんどんどんやっぱり増えている状況ですので、一人でも前向きに行けるようにやっていただきたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。市費のスクールソーシャルワーカーにつきましては、ぜひとも各家庭や各関係の連携機関との強化を進めていくという上で、市としていろんな関係機関、またアウトリーチなどもできますので、そういうところで支援の充実を図りたいというふうに思っております。それで令和8年度は新規事業として計画をしております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 おはようございます。資料1のグラフのところなんですけども、中学校の不登校、これは全国平均と比べるとかなり低いという数字が出てます。長期欠席児童生徒出現率は、これは非常に高いということで、これは一応定義はありますけど、もしかするとその定義の部分でやや曖昧に、本当は不登校なんだけれども長期欠席児童という、そっちにカウントされているということも考えられるんじゃないかと思うんですけど、その辺の御見解はいかがでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 林委員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、定義につきまして捉えによってそういうようなことが起こり得る可能性はあると認識をしております。実はこちらの不登校の定義につきましても、毎月出している長期欠席者の状況ですとか支援の実態を確認しながら、我々が学校に働きかけています。この児童生徒は不登校ではないですかとか、こういうふうに病気にしてますけど、これは不登校じゃないんでしょうかとかというような、必ず精査のほうを行って指導はしております。

また、その差につきましては、一つは長期欠席が多いという理由としまして、一つは欠席のハードルが下がってきていることで体調不良時に無理に登校しなくてよいという認識が結構広がってきているというふうに思っております。そのために、断続して欠席をして、それが積み重なって結果として30日を超えるというような場合もあるのかなというふうに捉えております。

また、朝等の起立性調節障害等で朝起きられないという児童生徒も増加傾向にあります。近年、市としては不登校支援に力を入れておりまして、登校できない児童生徒に対しチームとして支援に

当たり、多面的なアセスメントを行っております。その結果、医学的要因が明らかになるケースも多いということから、長期欠席者の増加にもつながっていると捉えております。

やはりおっしゃるように、捉えという部分につきましては必ず年に1回、4月当初に担当者への説明会を行い、毎月の報告からそういうふうに精査をして指導はしておりますので、引き続きしていきたいと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ありがとうございます。長期欠席、この生徒が例えばなかなか学校に行けない状態、休む回数が増えると、これが不登校につながっていくというようなおそれもちょっと抱えているんです。それは実は私ごとなんですけど、私が一時期仕事で、外に出る仕事ではなく家の中で仕事をやったときに、別に普通なんですけど、だんだんだんだん外に出るのがおっくうになってしまって、ひきこもりじゃないんですけど、そういうふうな状態になって、今から思うと何で、あれも一種のひきこもりになるかなと思ったりすることもあるので、あんまり休むことが増えると、そのまま不登校、ひきこもりになっていく可能性があるんで、その辺の対策をしっかりとやっていただきたいと思います。それについていかがでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 林委員の再度の御質問にお答えします。

御指摘のとおり、継続して長く休みが続くと、どうしてもなかなか学校に行きづらくなったりということはあると我々も認識しております。市としましては、2日連続で休んだら必ず電話等で、今ほとんど1日でもしてるんですが、少なくともどんな理由にしろ2日休んだら本人の状況を聞いたり電話で話をする、3日連続で休んだら必ず家庭訪問をするというような形で、早期に対応して長期間の欠席とならないというような取組は市全体として取り組んでいるところです。継続して欠席が続かないようにというところをしっかりと意識して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 分かりました。引き続きよろしく願いいたします。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 一つ教えていただきたいんですが、不登校の要因で仲のいい友達がいなかったかゲームとか様々な要因を今上げていただいた中に給食という要因があったんですけども、具体的になぜ給食で不登校になるのかと、その理由でその対策をどのようにしたかとかという今までの対策の経験とかがあれば教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

こちらの見解は、国が調査をした結果そういう要因が当たるといふものですので、一概に我々がそう捉えているというのではないんですが、ただその項目としましては制服や給食、行事といった学校での決まり、みんなが全員が同じように、例えば給食時間は給食を食べる、このときにはみんなと同じように行動するというような全員が同じような行動をする決まりに対してのなかなか適応が難しいという分析というふうには示されております。その点につきましては、我々として多様な学びですとか一人一人の個人のことを考えながら、ある程度柔軟に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 資料1ですか、不登校児童の出現率と長期欠席、長期欠席も今課長から説明あったように体調不良だったら行かなくていいよということで、それによって体調をよくして次の日から行ってもらうとか、そういうのも、ということなんでしょう。時代でいうとちょっと風邪引いたぐらいだったら行きなさいよって親が言ってた時代だった、私は。不登校の今の話でもそうで、同じで、不登校に対して学校へ行かなくていいというのが、ちょっと今寛容になってるんだと思うんです、雰囲気的に。寛容になったからいいとか悪いとかということじゃなくて、寛容になって、それでこの数字が上がっているんじゃないのかなというふうには私は思っていて、学校に行ったほうがいいのか行かないほうがいいのかといや、そりゃ行ったほうがいいんですけれども、行かないことが悪くないよというふうな風潮というか、語弊があったらいけないんですけど、風潮があるんじゃないのかなというふうには思ってるんですけど、そのあたりのことを考えれば、国のほうも増えてるから対策をするんだというふうなところもあるんですけど、そういうふうなことを考えると、結局寛容になって、それがいいのか悪いのかというと、私は決して駄目だとは思ってなくて、昔みたいに行けよ行けよということで無理して行くことによって自殺だったり、1%の、もう数%、それをなくすために今世の中がそういうふうな寛容になってるというふうには思っていて、だからこの数字だけで不登校が一概に私は悪いんだ悪いんだというふうには思っていないんですけれども、だけど、そういうふうにはスクールソーシャルワーカーとか何々使ってる制度とか、少しでも行ってもらおうとする制度も必要だとは思ってますけれども、そのあたりの考え方というか、教育部局の考え方というのはまずどのように思ってるのかなというのをひとつお聞かせください。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

国のほうも今多様な学びということが示されていまして、必ず無理に学校に行くではなく、様々な学び方があるというような指針は出されております。我々として、別に行かないことが悪いのではなくて、やはり社会性を学ぶですとか人との関わり方を学ぶという上で学校にまず行けるということは重要だというふうには捉えております。ただし、行けないことが悪いのではなくて、今

特に力を入れて取り組んでいるのは、行けないんだったら、その児童生徒が行けるような学校の環境をつくろうというイメージで取り組んでいます。行けない、高いハードルをその児童生徒に頑張らせて無理させて登れ登れというふうにするのではなくて、じゃあ環境としてハードルを下げることで、その子どもが学校は楽しいなとか行きたいなと思えるような取組をして、無理なく学校に来ればよいというふうに思っています。学校自体に来るということはやはりそれなりの意味が、学習以外のいろいろな人間関係の意味があるので、来れるようにはしたい。ただ、来れないことが悪いというわけではないというふうな取組を力を入れてやっています。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。そういう取組でやってくださって安心してます。それで、結局そういうふうに行ける環境づくりをつくってるよということで、無理に行けよというわけじゃないんですけど、結局それでも行かなかったり、結局行きました、ほいで中学3年生を卒業しました、言っちゃ義務教育までがこの市の中での管轄であって、その後の調査というのは、追跡調査、どうなったのかというのはやられてるのでしょうか。

というのが、結局じゃあそれで学校に行くようになったよと、行くようになって団体集団行動や学校での生活を学ぶことによって社会に柔軟に対応していくというのもあるでしょう。しかし、結局それが行かなかったけれども、そういうふうなことをしてくれた、親が寛容で学校の先生もそういうふうにしてくれたけど行かなかったけど、そのまま中学を卒業した。その子の追跡調査というか、そういうのが必要であって、その子が結局そういうふうに行けなかったけど行かなかったけど、その子がその後社会に出て成長し、社会の中でのしっかりした活動ができていなければ、結局それはそれでありなんだと思うんです。だから、そこが必要な支援の在り方だと思って、難しいんですけども、多分答弁するほうも難しいかもしれませんが。だから、結局行けよ行けよって、その数字だけを見るんじゃなくて、結局その数字が上がらなかったとしてもこういう支援をした、もしくはその支援を受けなかった子がどうなったかという、社会に出て、16歳で出て、高校出て、大学行くか行かないか、社会に出てどうなったかというのが結局最後このやってきた成果というのが問われるんじゃないのかなと思って、遮ってたらごめんなさい、だから今文部科学省が増えるからって、これを減らすためになって、行ける環境づくりをするんだするんだと言って、結局その今我々に示す数字だけでああよかったよってなったけれども、高校卒業した後、社会に出た後、やっぱりその子がひきこもりになったり社会生活に柔軟にできなかったら、結局この支援って、駄目とは言わないけれども、そこが社会に出ての、小学校、中学校というのは社会生活をつくっていく上での成長期にある中での教育だと思うんで、そこらの考え方が僕は重要だなというふうに思ってるんですけど、いかがでしょう。

追跡調査なんかもやっぱり必要だなと、そしてその子がどうなってるかということで、結果自分たちがやった支援が報われる、報われた、ああよかった、あのとき頑張ってたよかったってなると思

うし、それが正しかったかどうかというのが今後の支援をしていく上でのPD、C、何ちゃらサイクルあるじゃないですか、プラン、ドゥ、そういった分につながっていくと思うんですけど、いかがでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

中学校を卒業してからにつきましては、やはり学校では学校としての支援ができますけど、例えば高校に行ったりすると高校では支援はしていただけるかもしれませんが。ただ、高校を途中でやめてしまったりとかすると、どうしても支援が切れてしまうというおそれもあります。その辺を考えまして、中学校卒業時に福祉のほうとつなげて、何か保護者の方や本人が困ったら福祉のほうに相談ができる、今まで学校に相談していたものの窓口を福祉のほうにつなぐという取組を中学校3年生の段階では今のところしております。ただ、そのお子さんがその後どういうふうになつたかという追跡調査の集計というものまではできていないという状況です。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 林委員に関連してお尋ねをするんですけど、すみません、学校の受け止め方が分からないのであえて最初にお尋ねするんですが、この不登校という児童と長期欠席の児童、これ学校にとって、校長先生でも誰でもいいですけど、私の学校は不登校の生徒が何人いますというのと、私の学校は長期欠席児童が何人いますというのを報告していく上で、何かどっちも同じぐらいの気持ちなんですか、それとも何か不登校の生徒が数が多いほうが何かちょっと嫌だなというような気持ちになるもんなんですか、学校の、一般的でもいいんですけど。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えをいたします。

学校としましては、長期欠席でも不登校でも学校へ来ていないという事実は同じです。ですので、不登校だから、長期欠席だからということで、特に対応が変わるといようなことはないと思います。最終的に不登校というのは個人が、担任が決めるものではなく、学校組織としてこの児童生徒は不登校か長期欠席かというのは判定をしておりますので、そういう意味で学校の職員としては欠席児童生徒ということで同じように対応していると思います。ただし、もう明らかなもの、例えば入院をずっとしているとか、家庭の都合で長期旅行に行つてずっと欠席というような児童生徒はおりますので、そういうようなところはまたそれはそれで仕方がないというふうに捉えているところはあると思います。あくまで不登校か長期欠席かというのは組織として考えてもらって、心因性の例えば起立性調節障害だからというのではなく、じゃあそれを解決するためにはどういふふうになればいいのかなとか、医学的な支援はどうできるのかとか、そういうようなその子に対しては個々にケースを見ながら対応しているという状況です。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 学校のいわゆる先生の個人的な見解でそれが決められているわけではないということでありました。ただ一方で、先ほど来明らかに長期の入院だとか何か旅行であるとかということとは分かりやすいと。ただ、例えば精神的なものであるとか、そういったものというのはちょっと判断がしづらい場合があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、ちょうど曖昧なところでこれは不登校であるとか、これは長期欠席ですよとかという線引きというのは誰がどういうふうに線引きをされてるのか、それはもう全て一つの組織であるそれぞれの学校にお任せをしているという状態なんでしょうか。何か統一的な何かがあるんでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の再度の御質問にお答えいたします。

定義としましては、示してありますとおり年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由を除いたものを不登校としておりますが、それぞれにつきまして各学校の判断でもちろんしているんですが、その報告は、先ほどお伝えしましたように毎月その子の状況を示すですとかということをしていただいております。それを基に個別に対応して、その子に対する支援のことを聞き取りしたりとか指導をしているという状況ですので、市としましてはどの児童生徒がどういう状況で欠席をしているのか、またそれに対してどういう手だてを学校がしているのかというのは個別に把握はしております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、どうもこの資料を見て何か疑ってしまいまして、明らかに、例えば不登校の生徒の中学生のそのカーブ、全国のと我が市のとのカーブがかなり違う傾向だなど。一方で長期欠席生徒も全国の、どれぐらいの数なんか分からないんですけど、全国に比べてこの総社市の場合はカーブが大きくなっていると。これがじゃあ不登校の生徒というものと長期欠席の中学生、総社市です、ここの部分がある程度何か学校のさじ加減で決まっているのであれば、これ場合によってはあまり変わらないカーブなんだとすると納得がいくんですけども、たまたまこれは総社市の場合はいわゆる不登校の中学生の生徒というのは、いろんな人の頑張りや、たまたまかもしれないですけども、不登校は我が市は全国平均に比べるとかなりカーブが違う。長期欠席については残念ながらいろんな理由で長期欠席状態になっている子どもたちがいるというのを素直に受け止めてよろしいんでしょうか。そういう資料なんだとは思うんですけども、そう思ってよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 御指摘のとおりと思っております。ただ、我々としては、不登校だから長期欠席だからというふうなことはなく、全て欠席する児童を個別に見取りをして、病気欠席の児

童生徒でもどういうふうに支援をすればよいかですとか、そういうふうな全体的なもので学校にできるだけ来ればよいというふうな取組は個別にしているところであります。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 すみませんでした、何か意地悪な感じの質問になってしまって申し訳ありません。ただ、どうしても不登校対策不登校対策というふうな形になってくると、私の受け止めです、不登校の生徒というのが学校に数があるのがちょっとよくないんじゃないかというふうに学校が錯覚をして、ある程度線引きが曖昧な部分については、これはそういう状況が許せばこれは長期欠席のほうにカウントしてしまえというような、そういった心理が学校に働いてはいけないなというふうに思ったので、あえてこういった質問をさせていただいております。こういったもののきちんとした状況を把握するというのが必要だと思っておりますので、重箱の隅をつつくような質問だったかもしれないかもしれませんが、あえてさせていただいております。いま一度学校の受け止め方というのをお聞かせいただきたいと思います。

○山名正晃委員長 教育長。

○久山延司教育長 ありがとうございます。そのあたりの状況は、不登校ということはよく世間では言われて、不登校は何人いるとか、メディアでもそういうことはよく発信されるわけですが、実際にはこういう状況なんですよということを正確に知っていただくために、あえて今回これを並べて資料とさせていただきました。だから、今委員方からいろいろ御質問、疑問点、そういうことを出された、そういう疑問を持たれるだろうなというか、持っていただくために出したというのが正確なところだと思います。

学校のそういう不登校が少ないほうがいいんじゃないかと、そういう意図があるんじゃないかというふうに見えるんですが、そうではなくて、曖昧な部分というのはどういうことかといいますと、体調不良ですとか、それから起立性調節障害、これはあくまで起立性調節障害の場合は医療的な部分があるんですが、そのあたりは捉え方によってかなり曖昧な部分があります。実際にはオンラインゲームですとかSNSを過剰に行うだとか、そういうようなことによって生活リズムが狂っていく、そういうことによって体調不良を生み出したり、それから起立性調節障害、それがずっと続くとそういうふうに診断されたりということもあるんだと思います。その曖昧な部分が多いということですよ。

そこには、やはりデジタル社会の弊害といいますか、人と会う、人と会話をする、人と一緒に行動する、活動する、そういうことよりも、オンラインでの、オンラインというかデジタル的なつながり、それで満足してしまうといいますか、アナログ的な人との関わりを求めないようになっていくんじゃないか、これものすごく大きな問題だなというふうに思っています。それを解消するといいますか、我々としては学校へ来させたいです、はっきり言って。方針としても学校に来させるということがやっぱり方針です。そのためには、学校の価値、魅力、それを高めるということが必要

だと思っております。それと同時に不登校であってもいわゆる長期欠席であっても個別の状況をよく確認する、そして教育委員会と学校と保護者と協力して取組を進めていく。そして、登校に導く。それがやっぱり一番大切なことではないかというふうに思います。今課長が申し上げたいような取組は、全てその方針に基づいての取組であります。

ですから、総社市としては、不登校だけのいわゆる不登校という分類の児童生徒は少ないということ声を大にして言うつもりはありません。非常に長期欠席が多いということに対して大きな問題意識を持って取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 不登校に対する取組というのがあるんですけども、ここに協同学習ですとかSEL、ピア・サポート活動とかありますけど、これは学校が学校の中で例えば授業を割いてとか放課後とか何かそういうところでやってんのか、それとも市が学校とは別に何かこういうことをやっているのか、具体的にどういう形でやっているのかを教えてください。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 林委員の御質問にお答えいたします。

こちらの取組と申しますのは、学校で生活している中で意図的に子どもたち同士の良質な関わりを増やす仕掛けを教員が意識して取り組むという取組です。

協同学習と申しますのは、授業の中で教員が説明をして子どもが発表するというのは、基本的に子ども同士が話をする機会がありません。それを子ども同士が話し合いをして活動する学びをするということによって、今は学習のほうもそういうふうに指導要領が変わってきてるんですが、子ども同士が学び合うところでコミュニケーションが生まれることによって社会性を身につけるということで、総社市としましては全ての授業で必ず子ども同士の話し合い活動を入れてくださいというふうにしているものです。

SELというのは学級活動等の一つで、例えば上手な断り方ですとか、自分の感情理解ですとか、これは一つの学習単元として年間に何時間か取り組んでいるものです。

ピア・サポート活動は、総社市では異学年交流が多いんですが、一つ例えば中学生が小学校に学習支援に行ったり、小学校と中学校と一緒に何か地域の環境活動をしたりということで、交流をしたり、異学年の中で将来あんな立派な上級生になりたいなと思うようなところから人間関係を構築していくという、行事としての取組です。

品格教育は、日々の生活の中でポスターなんかも貼ってるんですが、どういう行動が社会に望まれているのかというようなことを具体的に示して、社会がどのような人を求めているのかというのを示して、それに応じて行動指針を個人で考えて目標を立てたりですとか、できたときには意図的に教員がよくできたねと褒めるというような取組で、教育活動のいろいろなところ全般にわたっ

て人間関係づくりを意識した教育活動を行うというような取組でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

小野副委員長。

○小野耕作委員 失礼いたします。いろいろお話を聞いている中で、僕自身議員になる前は主任児童委員をさせていただいて、不登校の子どもたちと関わってきたんですが、この中で地域との連携という部分が何か抜けてるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の御質問にお答えをいたします。

地域と学校との連携ということに関しましては、地域ボランティアとして例えば登校の見守りですとか学習支援に学校に入らせていただく等の形で地域との連携のほうは進めております。ただし、不登校や学校へ来にくい児童生徒への支援という意味では、個人の個別のことに関わることが大きいので、個人情報、その子の状況を第三者に伝えるというようなこととなります。この辺は保護者との了承も得た上で支援をするという必要が生じてきますので、今のところは取組としては進んでいないというところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 なければ。

いろいろ今回の調査事項も上げていただきました。児童生徒への取組というのをいろいろ聞かせていただきましたが、子どもさんが学校に行けないというのも、私自身もそういう経験、自分の子どもにもそういう経験がありましたので、1年生のときにチャイムの音が嫌だということで、なかなか学校に行けないということがありました。学校のチャイムなんてもうどうしようもないものでありましたので、それは親のほうは全然気づきはしなかったんですけども、先生のほうが気づいていただいて、それで耳栓を持っていくということで、そのように対応していただくことで何とか今は音にも慣れまして、行けるようにはなりました。それがまさに先ほど言っていたような環境づくりという部分につながっていくんだろうなというふうには思っています。

そのことに関してはすごく感謝を申し上げることなんですが、やはりそのときにあります親の心境という部分がかなり重要になってくるのかなと思っております。やはり焦りというのが出てきます。私自身もいろいろ不登校の親御さんの相談を受けるんですが、子どもを連れてくるよりかは親のほうの相談が多いです。親がどう思っているか、今こういう状況なんです、子どもが行けないので働きにも行けません。ふれあい教室は午前中だけですので、なかなか子どもを預けることもできなくてという話は聞きます。どうしても出てくるのが親です。子どもが行けない、親が焦る、じゃあ子どももやはり自分のせいじゃないかというて、どんどんどん自分働けないのは子どもの

せいでみたいな負のスパイラルみたいに陥ってることがあります。今この対策に関しては不登校の児童生徒に対する対策ではあるので、不登校の親の会を月1回やってますというのはなかなかここにも行けない保護者というのもしらっしゃいます。そういったところで、親へのアプローチ、もしくはなかなか難しいかもしれませんが、家庭に対するアプローチというのは今どういうふうにされておりますでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の御質問にお答えいたします。

家庭への支援というのもとても重要だと考えております。実は長期欠席の児童生徒に対しては学校がどのように支援をしたのかというところで、例えば教育支援センター、ふれあい教室とのつながりをつくろうとしたのか、スクールカウンセラーの話を保護者等に案内をしたのか、スクールソーシャルワーカー等と連携したのか、それ以外の地域に連携したのかというのを実は項目として報告をいただいています。そして、そこになかったらどう支援しているんですかとかというような指導を行っている状況です。

保護者に対しましては、まずカウンセラー、やはり相談窓口というものが重要だと思っていますので、カウンセラー等を通してどういうふうに子どもに接していけばいいとか、そういうような助言をするというような取組でカウンセリング事業のほうは行っております。ただ、それはどうしてもカウンセラーのほうも教員が保護者のほうにそういうふうな御案内をしたりもするんですが、そこだけではないというところでスクールソーシャルワーカーが家庭に入って、各いろんな連携機関ですとか、どこへ相談したらいいのか分からないという保護者の方に適切な子どもの状況に応じて支援機関を紹介したりですとか、家庭のほうを支えるという意味でスクールソーシャルワーカーが重要な役目を担っていると思っています。その辺は学校から保護者の方に御案内をしてつないでいくというような取組を行っております。

以上です。

○山名正晃委員長 ありがとうございます。

では、他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

この際、説明員の入れ替わりも含めまして10分休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時9分

○山名正晃委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項（２）、学校自由枠交付金についての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、調査事項（２）、学校自由枠交付金につきまして説明いたしますので、資料の２を御覧ください。

前回11月の所管事務調査で概要等につきまして御説明をしたところですが、説明不足だった点などもありましたので、改めまして目的や交付対象事業等概要につきましての御説明をいたします。

まず、この学校自由枠交付金は、学校力の向上を目指して各学校の実態に応じた独自性や特色ある教育活動の推進、活性化を図るため、学校長の裁量で自由に用途を決めることができる交付金を各学校に対し交付するもので、平成26年度から交付をしております。この交付金は、それまで学校から要望のあったものについて市が優先順位等を考慮し執行していたもののうち、少額の修繕や消耗品の購入などに係る予算の一部を交付金として交付することにより、それぞれの学校が実情に応じ学校長の裁量で迅速に対応することができるよう制度化したもので、これにより学校の用途の自由度が高まったものと認識をしております。

交付対象事業でございますが、制度といたしましては総額裁量事業、特色枠事業、学校提案要求型事業のいわゆる３階建てとなっております。

１番目の総額裁量事業、これは学校管理運営、環境整備といった経常経費に使うもので、一定の額を配分する均等割に学校規模、すなわち学級数割、児童生徒数割を組み合わせることで交付をいたしております。

特色枠事業は特色ある学校づくりに使うものに対して交付するもので、一定の額を配分する均等割、学級数割、児童生徒数割に加えて、今現在地域活性化加算分、小規模特認校加算分を組み合わせることで交付をしております。

また、学校提案要求型事業につきましては、令和３年度から休止をしております。前回の説明では割愛をさせていただいた部分でございますが、学校が特に実施したい事業について学校から企画提案の要求があったものの中から、教育委員により審査、選定されたものについて交付するものでございます。

次に、学校自由枠交付金の額の推移でございます。

制度開始の平成26年度から令和元年度までが総額4,330万円ございました。その後、予算編成過程の中で財政状況等を考慮し、令和２年度は総額裁量事業と特色枠事業を圧縮し総額4,000万円に、令和３年度においては特色枠事業と学校提案要求型事業を休止して総額を3,600万円としたところでございます。以後、総額3,600万円を推移しております。記載のほうをしております。

れども、令和7年度においても総額3,600万円でございます。

総額裁量事業、特色枠事業、学校提案要求型事業の内訳は記載のとおりですが、制度導入当時から総額のうち多くの部分は経常経費、総額裁量事業分が占めておりまして、それに特色枠事業、学校提案要求型事業を組み合わせたものとなっております。

なお、先ほど申し上げましたとおり令和3年度、令和4年度は総額裁量事業と特色枠事業を分けることなく総額裁量事業として一括して配分をしており、創意工夫の上、特色ある教育活動に取り組むよう各学校へ通知したところでございますが、執行した内容を見てみますと、特色ある教育活動に取り組んでいるのか分かりにくい面もあったため、令和5年度以降については総額は変わらないものの、教育委員会から配分する際に総額裁量分と特色枠分とに分けて配分をしているところがございます。

次に、この学校自由枠交付金で使用できるものとしたしましては、記載のとおり報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、それから3万円以下の修繕料、飼料費、医薬材料費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費となっております。なお、電話料、光熱水費、学校管理用備品、教材用備品などのほか、記載のとおりでございますけれども、各種点検に伴う修繕、3万円を超える修繕について、また浄化槽消耗品やプール薬品など施設の維持管理上必要な消耗品などにつきましては、制度導入前と同様に教育委員会で執行しております。

次に、学校自由枠交付金の交付申請等の流れでございます。

次の2ページ目に、総額裁量事業及び特色枠事業についての記載をしております。どちらもまず教育委員会から各学校へ交付予定額を提示いたしまして、それに基づき学校から事業計画書、収支予算書を添付して交付申請が行われ、交付決定、交付金の交付という流れで、最終的には実績報告書が提出されるというものでございます。

次の3ページ目でございます。現在休止中ではございますが、参考として学校提案型事業の流れについて記載をしております。先ほどの2事業とは異なりまして、まず教育委員会からの事業の募集に対し事業の計画がある学校、複数校で事業実施する場合にはその代表校のほうから事業計画書が提出され、教育委員会の審査に基づき審査結果を通知することとなります。採択の場合、交付申請から実績報告までの流れについては、先ほどのものと同様でございます。

次に、特色枠事業の実績でございます。前回、事業名でありますとか金額、それから用途のみ記載をした資料でございましたが、そちらのほうに各学校の事業内容、事業効果も含めて記載をしております。令和5年度の実績につきましては4ページ目から13ページ目まで、令和6年度の実績については24ページから22ページ目までそれぞれ記載をしております。

個別の説明は省略させていただきますけれども、事業名が具体的ではなく、単に特色枠事業としているものもございまして、内容的には各学校で目的、目標を定め計画し、事業効果が出るよう工夫しているものでございます。主な内容としては、幼・小・中の連携事業でありますとか、学力向上事業、地域連携事業、環境美化事業など様々な事業が行われております。この特色枠事業につき

ましては、配分している金額が限られていることもありまして実際のやりくりが難しい面があるとは思いますが、総額裁量事業と併せて有効に活用していただき、学校自由枠交付金全体で特色ある教育活動に取り組むことができるよう、引き続き学校と連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 御説明ありがとうございました。特色枠事業のことについてお聞きしたいと思うんですけども、この費用がないと、各それぞれの学校がやってますよね、何か事業名で分かりやすく、北小学校、例えば笑顔いっぱい北小っ子どうたらこうたら、こういうことをするんだとか、伸びよう阿曾っ子とか、いいんです。これ結局ないとできないんでしょうか。こういうふうな事業ができるこの補助金ができる前は、学校はどうやってたんですか。僕が小学校の頃、中学校の頃というたら随分前ですけど、うちも息子がおったり、世間一般で聞くのに、今日学校でこういうおじいちゃんが来てやったんだとか、こういうふうな花植えしたんだとか、これは多分ない時代からそういう事業、事業というかそういう活動も学校の中でやってたと思うんです。これがないと、学校ってできないんでしょうか。そのできる前の経緯、できる前はどういうふうな形で学校はそれぞれの事業というかそういった活動、学校活動の中でどういうふうなところでお金を工面してきたんでしょうか。もちろんPTA会費もあるでしょうけど、それはそれ以外の部分も市から出ていた部分もあると思うんですけど、どういった形で出てたんでしょうか。

まず、それが1点と、なぜそれを聞くかという、今言うように結局令和3年度、令和4年度のときに総額裁量事業費だけいっちゃうと、結局何か備品購入費ばかりで、結局何か特色枠事業のほうへ使われてないからということでもた戻したよということなんですけど、結局、この事業名の名前を変えるだけで、結局買ってるのはプリンターインク、印刷用紙、トナーとか、そういったものが多くを占めているんです、多くを。結局、備品購入費ということで。何かうがった見方をすれば、結局分けられたけれども、備品で令和3年、令和4年度のときは備品ばかり使ってたから駄目だって言われて元に戻したけれども、でも結局この事業名を変えて何とかしてこの備品でやろかなって思ってやってる事業なんかがあるんじゃないのかなと思って。今言うように、結局いやそうじゃないよというのであれば、この補助金がなかったときはこういうふうな学校活動ってどういうふうにしてやってたんでしょうか。それをお尋ねをいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

まず、制度導入前、どういった形で学校がそういったものを工面していたかということでございますけれども、当然市の一般会計の予算の中で買っていたというものでございます。今までという

か制度導入前は、学校からの要望に基づきまして市のほうで基本的には予算執行していたということでございます。

この学校自由枠交付金、もともと学校の裁量というか自由度を上げるということで導入されたものでございますので、制度導入後は最初の交付申請とか、そういう申請行為はしていただきますけれども、一旦交付した後ですともう学校で基本的には校長の裁量で、市を通すよりは比較的スピーディーに対応できるということでこの制度を導入したものでございます。

御質問の制度導入前どうだったのかというと、当然市のほうで、一部はPTAとかというのもあったかもしれませんが、市の予算の中で賄っていたというものでございます。

それから、もう一つ、特色枠事業を令和3年度、令和4年度休止している間ということなんですけれども、事業名が変わっただけというふうな御指摘もいただきました。こちらの捉え方といたしましては、一概に消耗品でありますとか備品を買うことが特色枠事業と関係していないというふうには思っておりませんで、当然その事業を推進していく中で必要なものを学校は購入しているというふうには認識をしております。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 私が言いたいのは、学校の立場からいうと使いにくいものになってりゃしませんかということで、結局令和3年度、令和4年度分けましたよね、以降分けたわけですけども、分けたことによってここで出た予算というものを何かしら消化しないといけないということで、何か事業名をつけてトナーとか何かを買わざるというか、買ってるという。この費用をこういうふうに分けられたもんだから、費用を結局そっちで消耗品費で使っているということになって、学校は使いにくいもんじゃないんですかということが言いたくて。

じゃあ、令和3年度、令和4年度のときに特色枠事業出してないわけですよ。そこでそんなに特色ある部分には使われてないよと言ってますけど、だけれども学校の事業の中で挨拶運動があったり花を植える運動があったり、そういうものってできてなかったんでしょうか。今ここに上げられている特色枠事業でやっていること、具体的に言えば今さっき言ったいろんなことをやってますよ、この学校でやってますよやってますよってなるんですけども、それって令和3年度、令和4年度のときに出してなくてそっちばかり使われて、こういう学校の特色ある学校づくりに経費は使われてなかったんでしょうか。僕決してそんなことはないと思う。ある地域の人に来て何かやったり花植え運動をやったり、いろんな活動が私はできてたと思って。じゃあ学校活動の中で令和3年度、令和4年度、学校にいた子供ってかわいそうじゃないですか。だってものすごい反省しなければいけないですよ、教育委員会は。でしょう、とらないでしょう。だったら、結局特色ある学校づくりを分けたということで、結局何かそっちへ備品を持って行って、学校が使いつらいものになってやしませんかというのを教育委員会に伺いたいと思う。そういった声も学校から聞いてたりするんです。そういったお声は聞いてはないんでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

令和3年度、令和4年度、確かに特色枠事業でと別枠ではしておりませんが、その際にも総額裁量事業として一括で配分しております。その中で特色ある教育は取り組んでくださいというお願いは学校のほうにはしてしております。令和5年度以降、また特色枠事業を戻したというのは、実際はそういう活動にも当然学校で使われているということはあったと思いますけれども、総額裁量事業だけで配分してますので、実際どういう取組をしているのかが、ちょっとこちらとして把握しづらいというところもありまして、枠としては分けたというものでございます。

使い勝手がという話になりますと、ちょっとそこは正確に把握できておりませんが、学校とも話をしながら、もし総額裁量事業だけのほうがかえって特色ある学校づくりに使えるということであれば、そういった見直しも必要かと思っておりますけれども、こちらといたしましてはなるべくどういったことをしているのか把握できるようにということで、配分枠としては分けているところでございます。金額がそれでいいのかどうかというのも含めて、今後また学校とも話し合っていかなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

では次に、報告事項(1)、中学校体育館の空調設置について当局の報告を願います。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、報告事項(1)、中学校体育館の空調設置について説明をいたしますので、資料の3を御覧ください。

この学校体育館への空調設備につきましては、まず義務教育学校の旧中学校側を含めまして、市内四つの中学校から行うことで今進めております。今年度、昨年8月定例会市議会で関連予算を御議決いただきまして、現在総社西中学校、総社中学校分の設計を行ってるところでございます。

今後の予定でございますが、来年度、令和8年度に総社西中学校、総社中学校の設置工事、それから、総社東中学校、昭和五つ星学園義務教育学校フロンティアキャンパス側の設計を行いまして、再来年度の令和9年度に総社東中学校、昭和五つ星学園義務教育学校フロンティアキャンパスの設置工事を行おうと考えております。

このことに必要となります予算措置につきましては、今後議会にお諮りして進めてまいります。

各体育館の設置箇所でございますが、中学校の場合、いわゆるアリーナ部分と格技場分かれておりますので、それぞれに空調を設置するというものでございます。

それから、空調方式でございます。中学校体育館に設置するものにつきましては、室外機など必要となる設備の設置スペース、維持管理面、コスト面等を総合的に検討いたしまして、電気式のパッケージエアコンを採用することとしております。

最後、財源でございますが、文部科学省の補助金、空調設備整備臨時特例交付金が補助対象経費の2分の1、それから補助対象経費の残り2分の1には防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充て、補助対象経費上限を超える部分につきましては、学校教育施設等整備事業債を充てようと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 1点だけ教えてください。総社西中学校、ただでさえキュービクルの容量が小さくて、今普通教室もつけてますけど、普通教室の電気が飛ぶんだということだったんですけど、キュービクルも大きくするんだろうと思うんですけど、そのあたりが今どういう状況になってるか、そして今後キュービクルどうするんだって、これ電気式ということなんで、どういうふうな設計施工を予定してんのか、それだけお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

総社西中学校のキュービクルの問題です。昨年8月に補正予算計上したときにも同様な質問をいただいたかと思っておりますけれども、今現在特別教室の空調を増やしております、キュービクルがかなりきつきつとございますか、という状況でございます。8月にも御説明いたしました、今キュービクルを増やしてまた来年ということになりますと、手間取りでありますとか金額的にもその分余計にかかるということもございまして、中学校のほうには御迷惑をおかけしておりますけれども、併せて来年空調設置のときにキュービクルのほうも更新をしたいというふうに思っております。それまでの間どうするのかということなんですけれども、学校ともよく連携を取りながらキュービクルの容量を超えることのないような運用をしていただくということでお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 あともう一点、ごめんなさい、今の話の中で、施工計画、これ重要なので、しっかりと学校側と協議してください。何日かエアコンが使えない時期があるということも聞いてま

す。もしくはその大型工事をするに当たっては夏場に、長期休みという夏休みにやるのがメインの仕事になってくると思うんで、そうなってくると夏場にエアコンが使えないよと、児童はいませんけど職員室は使えないよとか、ほかの部活動や何かしらの過程の中で使えないということがありますんで、その施工計画だけは本当に十分によく協議をさせていただいて、学校の活動に支障がない、少なからず工事するといったら何でもあるんですけど、施工計画をよく練って、学校側と協議してやってください。これは注文というかお願いであります。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

今設計をしております、来年度できるだけ早い時期に入札のほう、工事のほうをしていきたいと思っております。工事業者が決まりましたら、どういった形で施工していくかというのは学校を交えて検討していきたいと思っております。体育館の空調設置そのものもそうなんですけど、キュービクルの更新ということになりますと、何日か停電をしないといけないということもございます。ほかの学校では長期休養中でありましてとかを利用いたしまして、2日程度停電をして作業をしたということもありますので、学校運営に支障ないような形で進めていきたいというふうに思っております。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

では次に、報告事項(2)、令和8年度新設保育所の状況について当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。報告事項(2)、令和8年度新設保育所等の状況につきまして御報告いたしますので、資料の4を御覧ください。

まず、すずらん保育園の移転新築の状況でございます。

すずらん保育園は、社会福祉法人すずらん保育園により昭和45年から運営されておりますが、施設の老朽化により現園舎と同じ総社市秦地内への移転新築を行っております。完成後は新園舎として令和8年4月1日から開所を予定し、併せて定員を60名から80名へと増員するものでありますが、入札不調による工事着手の遅れ、また資材の調達に不測の日数を要しておりまして、工期が延長となるものでございます。そのため、現時点では5月末の工事の完了、6月に竣工検査、新園舎の引渡し、また引っ越し作業等もございまして、7月以降の開所予定となっておりますのでございます。新園舎が完成するまでは60名定員の現園舎で運営しまして、完成後は新園舎で運営を開始するとともに、定員80名となりますので、残りの受入れも行う予定としておるところでございます。

二つ目としまして、小規模保育事業所ほのぼの小規模保育園の状況でございます。

今年度実施の公募により決定しました小規模保育事業所となりますが、社会福祉法人雪舟福祉会により総社市金井戸地内にて令和8年4月1日開所予定で進めておるところでございます。

ほのぼの小規模保育園につきましては施設の改修を計画しておりますが、その建物につきましては現在認可外保育施設として別法人が運営されておりました、施設改修を行うに当たりその関係者との調整に不測の日数を要しておりました、工期が延長となる可能性がございます。ただ、改修工事が延長となりましても小規模保育事業所としての開所要件は満たしておりますので、当初の予定どおり園児の受入れを行いまして、4月1日からの開所を予定してるところでございます。

また、そのような状況でありますので、4月からほのぼの小規模保育園へ入所予定の園児の保護者に対しましては、入所後施設改修を行う可能性がある旨の説明をした上で入所の承諾を得ているところでございます。

三つ目としまして、小規模保育事業所いりどり保育園の状況でございます。

こちら今年度の公募により決定いたしました小規模保育事業所となりますが、特定非営利活動法人ほとはあとにより総社市駅南二丁目地内にて令和8年4月1日開所予定で進めております。

いりどり保育園につきましては1月末で施設改修が完了しまして、その新しい施設で2月から3月末までは現在の認可外保育所として運営しまして、併せて2月からは乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を実施しておるところでございます。4月1日からは園児の受入れを行いまして、小規模保育事業所として開所を予定しているところでございます。

御報告は以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 新しい保育所ができるということで、これもまだ延長ということで、まだ利用できるのは先になるって思うんですけども、これができることによって待機児童とかが大分解消される見込みというか、前回聞いたときには3名ほど待機児童がいらっしゃると、あと希望園に入れないという方が百数十名おられると言われたんですけど、これによって大分それが解消される見込み等はありますでしょうか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 柴田委員の御質問にお答えしたいと思います。

今現在2月1日現在で待機児童数が4名、あと希望する園に入所できていない方が243名と、たくさんおられる状況でございます。このたび新設の保育所ですね、小規模保育事業所が2施設できますけれども、定員が19名ですから、合わせまして38名の受入れとなっておりますので、ただゼロ歳から2歳児の小規模保育園の枠となっておりますが、そちらのほうで1歳児、2歳児が非常に待機児童が多い状況となっておりますので、そこの受入れを少しでも解消できますよう進めているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時39分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

文教福祉委員会委員長 山名 正晃